

宇美町パトロール実施報告書

パトロール実施個所 宇美町役場出発

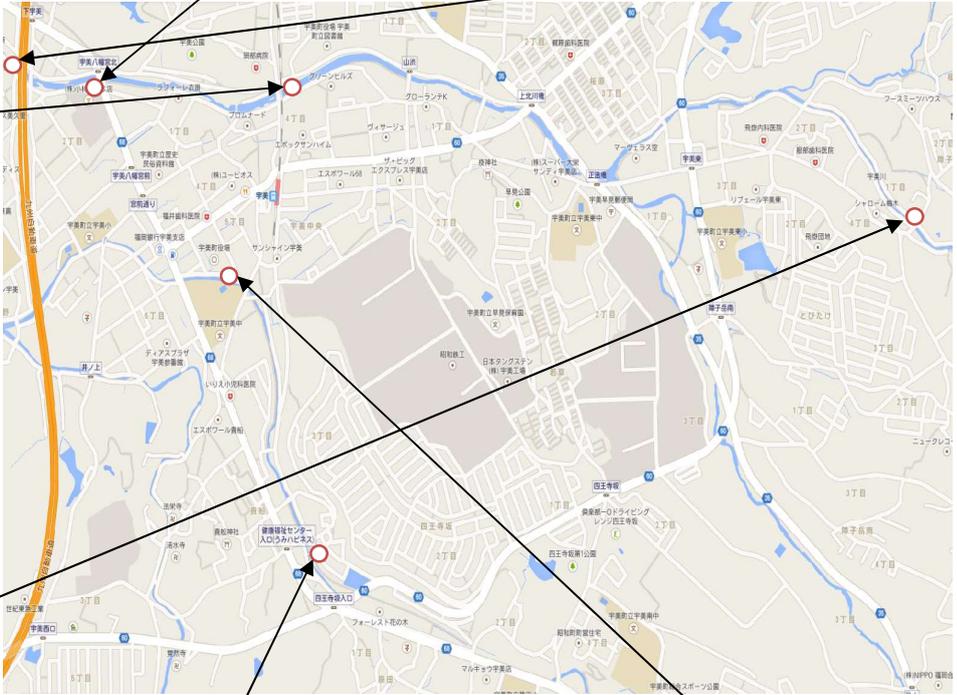
令和08年02月05日AM9:30出発 走行距離8km

①宇美二丁目 小林酒造横⇒②下宇美 おかべ小児科横⇒

③上宇美 中央公民館前⇒④障子岳 浄水場横⇒

⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目 役場裏

会社名	救命講習修了証	①宇美二丁目 小林酒造横		②下宇美 おかべ小児科横	
西部環境(株)	第47-008号	危険個所詳細		危険個所詳細 ゴミ散乱	
林土工業(株)	第47-009号				
(株)ワイズ西日本	第47-007号				
事務局	第43-013号				
合計	3社				
車両写真					
					



③上宇美 中央公民館前
危険個所詳細 草木多い



④障子岳 浄水場横
危険個所詳細 草木多い



⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横
危険個所詳細 特になし



⑥宇美五丁目 役場裏
危険個所詳細 ゴミ散乱



様式第3号 (第3条関係)

都市公園使用・占用許可書

7字環第900号

令和7年11月19日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号

氏名 一般社団法人21・建設クラブ・福岡

代表理事 山中 好雄 殿

宇美町長 安川 茂 伸



宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和8年 2月 5日 令和8年 2月12日 令和8年 2月19日 令和8年 3月12日 令和8年 3月19日 令和8年 3月26日 6日間 9時30分 から 10時30分 まで 1時間
公園名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	駐車場部分 400m ²
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※ 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のあるものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。